

第10回農業WG議事概要

- 1 日時 11月8日(水)9:30~10:30
- 2 場所 永田町合同庁舎2階 第2共用会議室
- 3 議題 公正取引委員会からのヒアリング及び意見交換
- 4 出席者 【規制改革・民間開放推進会議】

南場主査、本間、大泉、昆、各専門委員

【公正取引委員会事務総局】

経済取引局調整課長 菅久 修一

経済取引局総務課長補佐(総括) 小室 尚彦

経済取引局調整課長補佐(総括) 池田 卓郎

経済取引局調整課長補佐(調整) 諏訪 達郎

5 議事

(1) 公正取引委員会経済取引局調整課 菅久課長より説明

- ・ 農協の不正な取引方法に関するガイドラインの検討状況ということでございますが、ガイドラインの作成は申し上げるまでもなく、3か年計画に書かれていることであります。ガイドラインを作成することになりました大きな要因は、農協などが独禁法違反行為を行ったとか、行った疑いがあるということで、法的措置とか警告がなされた例があるということです。そうした問題を無くすためにガイドラインを作ろうということになったということです。
- ・ そして、今年に入りまして、公取は、北海道の士幌町農協、京都農協に対して警告を行っておりまして、平成に入って以降ということで申しますと、法的措置が3件、警告が8件の計11件のケースがあります。
- ・ この農協ガイドラインについては、本年7月26日、公正取引委員会の事務総長が記者会見において、どういうことで作っているか、今後どうしていくかということをお話しておりますので、それを要約して紹介させていただきますと、そのとき事務総長が申しましたのは、農協の不正な取引については、北海道の士幌町農協、そして京都農協に対して、それぞれ不正な取引方法に該当するおそれがある行為を行っていたとして警告を行ったということでございます。そして、それらはいずれも、生産資材の購入、農畜産物の販売に関して、農協を利用することを強制している疑いがあったということでございます。これらの違反に関連し、公正取引委員会としては、独占禁止法違反行為の未然防止のために、不正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を具体的に示したガイドラインを作成して、関係者に周知を図ることが重要であるというふうに考えております。今後、関係者の意見を聞きながら、ここで関係者といえますのは、農業者、単位農協、全農等の農協、あるいは、商系といわれる競争業者、勿論、農林水産省といったところから、ヒアリングを行って実態把握を行った上で、今年度中にガイドラインを取りまとめることとしております。そして、ガイドラインの具体的な内容ということ

について、ヒアリング結果を踏まえて、今後検討していくこととなるのですが、過去に独占禁止法上問題となった事例や関係者からのヒアリングの結果を踏まえまして、実際に行われる可能性が高い行為、または、考え方を明確にしてほしいという要望のある行為、そうしたことを中心に、不公正な取引方法の観点から考え方を整理するということを、事務総長は申し上げました。

- ・ それでは、事務総長からの説明でも言及がありました、最近の違反事件の内容ということでご説明をさせていただきます。参考資料2と参考資料3です。参考資料2は、平成18年7月14日に公表した、京都農業協同組合に対する警告です。この内容としましては、コメの生産と出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター、カントリーエレベーターの3施設につきまして、第一に、JA京都から生産資材を購入しない場合には各施設の使用を断ることがある旨、それから第二に、JA京都を通じてコメを出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨、これらを文書に記載して組合員に周知する。そのことによって、JA京都から生産資材を購入するようにさせていたり、また、JA京都を通じてコメを出荷するようにさせていた疑いがあると、そういう事実が認められたということで、不公正な取引方法第13項の拘束条件付取引という規定に違反した疑いがあるということで警告を行ったということでございます。
- ・ もう一つが、参考資料3にあります、平成18年7月21日に公表した土幌町農協に対する警告でございます。これを受けて平成18年7月26日に事務総長が会見で話したということでございます。これは、第一には、組合員が生産資材等を購入するための短期貸付金について、JA土幌町から生産資材を購入する場合に限って組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする、第二に、肉用牛生産業を営む組合員に対します土地、牛舎等の生産設備の賃貸借契約において、組合員がJA土幌町以外の者から生産資材を購入したり、JA土幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとしていること、これらが不公正な取引方法第13項の拘束条件付取引の規定に違反するおそれがあるということで、警告をしたものでございます。
- ・ このほかの平成に入って以降の法的措置と警告は、参考資料1にありますとおり、合わせて11件ございます。内容的には、拘束条件付取引が結構多くて、あとは優越的地位の濫用でありますとか、取引拒絶、排他条件付取引、不当廉売、そうした行為で法的措置または警告となっております。
- ・ これまでの我々のガイドラインの検討状況でございますが、これまでヒアリングをずっと進めてきておりまして、農協、業界団体、農業者団体などからヒアリングをずっと行ってきております。ヒアリング先につきましては、農協関係でいいますと、全農、全中、農林中金、その他単位農協にいくつか行って、話を聞いております。そして、農業者の団体としましては、日本農業法人協会、全国稲作経営者会議です。業界団体ということでは、日本肥料商連合会、全国農薬協同組合、全国農業機械商業協同組合連合会、日本

飼料工業会など全部で16箇所、今まで行っておりました、引き続き話を聞きたいと考えております。話を聞きながら、どういうことをガイドラインに入れていこうかということを考えているところでございます。過去の違反事例とか、これまでのヒアリングで話を聞きました内容・取引実態を踏まえまして、ガイドライン案の中身をどうしようかということを考えております。

- ・ 本文資料の4に「不公正な取引方法として問題となる行為(例)」とありますが、ガイドラインの内容を検討中ですが、現在のところ考えておりますのは、農協が行う事業毎、つまり、購買事業、利用事業、販売事業そうしたものに独占禁止法上問題となる行為を具体的に示すという方向で、ガイドラインを書けたらということで検討しております。
- ・ 不公正な取引方法ということで、どういう行為が問題となるかということでは、過去の事例を挙げております。1頁の4(1)の購買事業と利用事業に関するものということで、先ほど説明いたしましたように、土幌町農協や京都農協で警告の対象となった行為、これらは購買事業、利用事業に関するものですが、それ以外に、資料2枚目にあります平成11年の勧告審決の鳥取中央農協に対する件というのがあります。これは鳥取中央農協が農業用生産資材を購入先の販売業者から購入するに当たり、購入先販売業者16社に対し、農業用生産資材を組合員に対し直接販売させないようにさせる、それから、16社が組合員に配付する農業用生産資材のチラシ広告に自分の供給価格より低い価格を表示させないようにさせるというようなことをしておりまして、それらを独占禁止法に違反するというので勧告をして審決したということです。
- ・ 平成9年の山口県の経済農業協同組合連合会の件も勧告審決を行ったケースでして、連合会の会員農協に、農薬や肥料を供給するに当たり、会員農協の農薬と肥料の仕入高全体に占める自分からの仕入高の比率を基準に、奨励金を支給するという内容を内容とする農薬と肥料の取引に関する奨励措置を採っていたということがありまして、これが不公正な取引方法ということで独占禁止法違反になったというのが、山口県の経済農業協同組合連合会の件です。
- ・ それから、販売事業に関するものとしましては、先ほどの土幌町農協と京都農協の件も販売事業に関するものが含まれていますが、更にもう一つ、平成17年3月、八代地域農協に対して警告を行った件ですが、これは複合経営促進施設リース事業におきまして、リース先の生産管理組合や、八代地域農協の組合員に対し、農産物を、自分つまり八代地域農協に出荷することを義務付けたということであり、これが不公正な取引方法に当たるおそれがあるとされた事例です。
- ・ こういう過去に独占禁止法上問題とされた事例、そして、ヒアリングで聞いた事例、ヒアリングについては今までに聞いた事例を整理しつつ、さらに聞いているところですが、それらを整理してガイドラインを作成していきたいと考えております。
- ・ 今後の予定としましては、引き続きヒアリングを行いながら、ガイドライン案を作成しまして、今年度末までに取りまとめるという目標で作業を進めておりますので、そこか

ら逆に考えますと、来年2月には、案についてのパブリックコメント手続を始めないといけないということで、そういうスケジュールを念頭に置いて作業を進めているということです。

- ・ 質問を3つ頂いておりました。それら質問事項のうち、問1と問2の現在作成中のガイドラインの進捗状況、内容、そして、どういう調査を行ってきたかということについては、今ほど申し上げたとおりかと思いますが、過去の事例、そして、農協、業界団体、農業者団体など16者からこれまでヒアリングを行って、更に今後もヒアリングを行って、現在ガイドライン案を検討して、年度末までに取りまとめることを目標に作業を進めております。それから、問3のガイドラインの公表後、不公正取引を排除するために、どういう措置を講ずるか、農水省と全中にどのような措置を講ずるべきだか考えているかという点ですが、最初の点は、ガイドラインを作る趣旨といいますのは何が違反になるかを分かりやすくすることで、ガイドラインを出すことでどういうものが違反となるかを分かっていたいただければ、違反が減るだろうと期待する面もあるとともに、これが違反だということが分かり、情報が公取に来るということもあります。そういう意味では、増えるか減るかは分かりませんが、公取がやるべきことはこれまでと変わらないと思っておりますし、違反を見つければ、それをしっかりと取り締まって、法的措置なり警告なりして改善をしてもらう。違反行為をやめてもらって、その後の改善もしてもらって、関係の行政機関には改善要請を行っていくというのが、ガイドライン公表後も同様にやるべきことと思っております。
- ・ それからもう一つは、農水省や全中に対し、何をやるべきと思っておりますかということですが、まずは、このガイドラインがまさに未然防止を図るということで作っておりますので、違反行為の再発防止・未然防止という点から、農水省、全中ほか様々な関係機関に様々な研修、説明会を積極的に開催してもらって、ガイドラインの内容の周知を図られることを期待しております。既に、全中などは、自分でパンフレットを作るということをしていると聞いておりますが、そうした活動の中に、このガイドラインも入れていただき、更に活動内容を増やしていただければと思っておりますし、我々としても、そうした説明会には、人手が限られておりますが、可能な限り協力したいと考えております。その上で、また最初に戻りますが、もし問題があれば、しっかりと対処していきたいというのが我々が考えているところです。

(2) 意見交換

南場主査) 資料に関してだが、法的措置や警告がなされた一連の事業について、農協の中の文書として拘束条件付取引に当たることが明らかな場合と、実際の行為として行われている場合があると思うが、前者が多いのか。つまり、行為だけとなると、本当に拘束されているかどうかを証明するのが難しく、言った、言わないになってしまうのではないかと思います。実際には11件に関しては、どんな感じだったのか。

菅久課長) 11件の具体的な証拠の状況は、把握していない。どのような証拠があるかということは、事件ごとに異なってくることである。何が違反になるかということについては、紙に書いてなければ違反にならないということではないので、どういう行為が具体的に行われてきたかということであり、紙があるかないかということではない。例えば、談合の事件などは、必ずしも紙が残っているわけではないであろうし、そこは様々な事実からということになる。

南場主査) 京都農協の場合は、明文化されていたのですよね。土幌町農協の場合はどうだったか。

菅久課長) 土幌町農協の件も紙に書かれていたということであるが、紙があるというだけでは、それは効力がありませんと言われることもあるから、実際にどうであったかということ、当然調べなければならないことである。

南場主査) 資料に掲げられた11件は、これまで実態をヒアリングすると、実際には、氷山の一角と言わざるを得ないということではないのか。基本的には、ムラ社会的というか、プレッシャーというか、実態として拘束を受けているという場合が多いのではないのか。そういった場合についても、農家が声を上げやすくなるといいと思っているのだが、その点はどうか。

菅久課長) 基本的には、独占禁止法に適用除外規定があるが、これは、共同行為、つまり農家の方々は一人一人が事業者にあたるので、農家が集まって何かするとカルテルに当たるかというところではないということ、一緒に集まって何かしようというのは、独占禁止法を適用しないということを規定したものである。問題になるのは、誰かが自主的に何かしようというのを止たりすることで、それは不公正な取引方法になるということである。世の中の違反行為は、ここに掲げた11件だけではなく、どのような分野のケースでも同じだが見えてないものもあると思われる。ただ、こうやって、警告して公表すると、皆さんも気付いてくれる場合もある、ガイドラインについてもこれを公表すると、これは違反行為に当たるのかということになり、情報も集まるということになる。

昆専門委員) 11件は、何か告発があったものなのか。

菅久課長) 端ちょと言われるものについては、申告もあれば職権探知もある。

昆専門委員) これは普通なことであると、どこの農協でも普通に行われていることというくらいの感覚である。それを違反であると納得させるような仕組みを上手く作れるかということではないか。

菅久課長) 長年の間、普通に行われていたことが違反に問われるということは、他の業界にもあることである。段々と分かってもらうということになると思う。

本間専門委員) 関連してだが、ガイドラインを作ってもらうことは必要なことであり、今後も詰めていただきたいと思っているが、こういうことが発生する元凶は何かということについて、やはり確信犯というか、悪いことだと分かっているにもかかわらず取り締まらなければならないだろうと、そして、ガイドラインを作ったら、これに触れない方法を考

えると、そういうイタチごっこみたいなところもあると思われる。そういうところを断っていくためにも、必要悪だと思っっていることが厳然として法律違反だというときに、現場の声をどうやって汲み上げていくのかということがあると思う。

菅久課長) 公取に窓口があるということを知らない人もいるので、知ってもらおうということになると思う。また、会社などで法令遵守について熱心なところであれば、現場の方の中には、独占禁止法のことを知らない場合もあるので、法律に触れる可能性のある行為ということについての認識を持ってもらって、触れるかどうか心配な場合は、本社に相談してほしいという説明をしている。この点、農協は、支店ではなく、それぞれ別の法人だが、連合会など中央の組織に相談するという流れが出来てくれば、違反行為はだいぶ防止できるのではないと思われる。そのためにも、目安が欲しいということで、ガイドラインということがあると思われる。

本間専門委員) 農協以外の協同組合で、独占禁止法に違反するような行為というと、どういふことがあるのか。つまり、資料に挙がっている11件は、農協に特殊なことなのか、他の協同組合でも一般的にあることなのか。事業内容は異なるが、他の協同組合で独占禁止法違反が問題となったケースはあるのか。農協が一番多いのだというようなことだけでも結構だが。

菅久課長) 生コンの協同組合が共同事業を行っていたところ、当該事業へのアウトサイダーとの取引を不当に妨害しようとしたことが問題となった事例がある。

昆専門委員) 農協は、他の協同組合とは異なり、成り立ちが特殊なところがある。農協は、農村の集落共同体の中で出来ている。農協についての独禁法適用除外についても、農家の人々が集まって始まった農協組織化の最初の頃とでは社会情勢も異なり、農協の持つ性格も異なっている。いわゆる商系業者との競争が適切ではないというよりも、組合員自身が事業として行っていくときに抑圧がかかっているというようなことが多数存在するので、独禁法の適用除外ということについて、農協には特殊な状況があるような気がする。

菅久課長) 独禁法適用除外規定そのものについて、何年か前に、こちらの会議から御指摘を頂いて調査をしたことがある。その当時、適用除外規定そのものを否定する状況ではないという結論を出したと聞いている。そして今も、適用除外規定そのものに目を向けるのではなく、昔から、そもそも良くない行為であるとされてきた不公正な取引方法について、ガイドラインを作成するなどの対応をするということかと思う。

大泉専門委員) 農協には総合事業があり、こちらを利用するのなら、付随的に、あちらも利用しないといけないとしていることが問題とされている。しかし、協同組合である以上、これは当たり前のことではないか、皆で作っている皆の事業なのであるから、こちらの事業だけ利用して他の事業を利用しないなんて、共同事業としてあり得ないのではないかという理解は成り立たないのか。通常であれば、独占禁止法に触れるようなことも、協同組合である以上、当然であって、そのことを独占禁止法上問題とす

る方がおかしいのだという、土幌町とか京都とか、組合員なのだから農協を利用しないで商系を利用するというのは、協同組合に対する独禁法適用除外制度を崩すようなものだというロジックが、農協の方から出て来ないか。

南場主査) 実際にも、大泉専門委員が指摘したような感覚があるようだ。つまり、良い所取りしないでほしい、組合員なのだから、それが協同組合というものだろうという。あからさまな違反は問題だが、全般的に雰囲気として、そのような考え方があるようだ。

菅久課長) 皆で協力してやっていこうというのが出発点としてあることと関係してくるのであろう。しかし、行き過ぎという問題もあり、個々の事業者である農家の自主的な活動ということもあって、これを無理に抑圧するということであれば、問題となり得る。この事業は使うがこの事業は使わないということが許容されている世界であると考えている。

大泉専門委員) それ許容されるのが普通であろう。ところが何らかの形で許容されないという事が生じたから、独禁法違反になるという話であろう。そういうことが数多く起きているということなのであるが、それは(行為を受けた人が)公取に言わないからそういうことになるのだろうか。つまり、協同組合でなければ、当然に独禁法違反になるというようなことが結構あると思われるのだが、協同組合としての程度問題として違反になるのか、あるいは自主的参加という協同組合のあり方に問題を抱えており違反になるのか、はたまた独禁法違反であるということを皆が知らないからなのであろうか。

本間専門委員) もし違反であるという認識があるのなら、紙としては残さないのではないか。

南場主査) 子供が皆同じ小学校や中学校などに行っているように、生活の場がそこにある状況で、公取に言いにくいという面があるのではないか。

本間専門委員) 協同組合ということと、共同体ということの混同があるのではないか。

菅久課長) 公取に対して話をしにくいというのは、当該分野に限らず、下請法の世界でも見られるところである。

大泉専門委員) 系統制というか、上が下に強制するということ、例えば、全農が県本部に強制するとか、県本部が農協に強制するというパターンが結構見られるが、それで独禁法に引っ掛かったのは、宮城県の事例だけであろう。つまり、全農宮城が農協に対して、農薬の取引に関して他の業者を入れないようにした事例であるが、こういうこ排他的利用農協から組合員に対しては、よく見られることであるが違反になった事例は聞いたことがない。

南場主査) 相談しに来た場合だけではなく、抜き打ち監査的なことを行うことはないのか。

菅久課長) 業所管官庁ではなく、基本的には取締り機関である公正取引委員会が、何らの疑いもないのに、突然入っていくということはない。

大泉専門委員) 農協に対する公取委のスタンスに関してだが、農水省があるから農協には入って行きづらいという事情はないか。

菅久課長) そういうことはない。

大泉専門委員) コメは自由になったとはいえ、ほとんどが全農の独占である。農水省によって、このシステムが温存された形になっている。その独占的な立場を利用して、供給側の全農が一方的に価格を操作しながら、卸に対して、それを突き付けている。今までは、卸には団体協約があったが、一方的にこれを破棄したのであるが、これは独占禁法上問題とならないのか。つまり、全農はその優越した地位を濫用したということにならないのか。

菅久課長) 個別具体的なケースについての判断を述べることはできない。

南場主査) 原則論としてはどうか。

菅久課長) 大型小売店の納入業者の事例は過去にあるが、取引上において優越的地位にあるかどうかということについては買う側の依存度とか、回避可能性、規模の大小等々から検討することになる。

南場主査) 資料に挙げられた11件の事例は、拘束条件付取引や排他条件付取引の事例が多いように思うが、根本的に、農協が行う金融事業、共済事業も実態としては独占となっているが、このような独占事業から非独占事業へのクロスサブシディというか、独占事業の利益で非独占事業を賄うことについて問題はないのか。例えば、経済事業にいろいろと対抗馬が出て来て独占が崩れて非独占になりつつあるという場合に、原価割れをして赤字を出してでも当該事業を守ろうと独占事業である金融・共済事業から利益補填を行うというのは、不公正な取引には当たらないか。

菅久課長) ある会社の中で利益をどう動かすかということは、基本的に、独占禁止法のどの規定に違反するかという話ではない。

南場主査) 電気通信事業では、中距離系の競争を促進しようとしたときに、NTTは厳密に会計を分けさせられて、独占事業である市内通信からの補填がないよう、その事業その事業で適切なプライシングをするよう指導がなされた。これは、当時の当該業界の所管官庁の方針であって、公正取引委員会のマターではないという理解でよいのか。

菅久課長) いわゆる不可欠施設に関しては、そうしたことも公正取引委員会の関心事になるが、農協については不可欠施設という面とは異なると思われるので、不当廉売とか差別対価ということになるのであれば、独占禁止法上の問題となり得る。

池田課長補佐) 補足すると、抽象的に、金融部門の利益を経済部門に注ぎ込んでいるとか、会計が別々になされていないということをもって、独占禁止法違反ということにはならない。

大泉専門委員) 公取が行ったヒアリング先からも聞かれたと思うが、外国から安い肥料を大規模に輸入して、シェアを農協が確保しているという状況があると思われるが、その資金には非常に迂回的ではあるが農薬部門ではなくて金融部門からの補填が入って

いるはずである。そして価格をむしろ高止まりさせているのであるが、このように他部門で上げた利益によって商系事業者に対する優位性を確保しているというのが、農業界では常識的になっているとも言える。これなどは、不当な競争とはいえないか。

昆専門委員) 農協が売っている機械は、商系が売っている機械よりも高いケースも多いのである。高いにもかかわらず、それを買わされている風土というか、関係性がある。農協というものを、皆でやっていこうということの中であれば理解できるかも知れないが、目に見えない苛めというか、文書に残らない部分というか、そういうことが多い。そして、そのようなことが無くなるような良い方法はないものかと思う。

菅久課長) 独禁法は、事業者の自主的な活動に期待するということが中心であり、自主的な活動を阻害することを無くすことを通して、変わってってもらおうということである。今の話に関して言うと、有力企業の商品の値段が高いということは、他の業界でも見られることである。そのときに、安いものを買えるような状態を確保すること、そして、商系といわれる者が入って来られる状態を確保しようということである。つまり、「これをしろ、あれをしろ」と言うことではなく、事業者の自由な活動を束縛するようなものを無くすということによって、変わってもらうということである。

大泉専門委員) 自主的な活動を阻害するような政策があった場合は、当該政策に対して、勧告を行うということはあるのか。

菅久課長) 法的なものではないが、意見を提言するということはある。

昆専門委員) こういう事例はあらゆる所に、様々な形である。そして、そういうことを当事者が告発しなかった場合、私は事業者、農家向けの雑誌をやっているのだが、そういう第三者が公取に情報提供した場合、一々それに対応することはできないだろうが、せめて、「どうなのですか」という電話をかけてくれるということはあるのか。

菅久課長) 情報の内容、有力性によりけりということである。間接情報であると情報が限られているので、一番良いのは、その先、つまり直接の人を紹介してもらうということであろうと思われる。

昆専門委員) 廉価販売など複雑多様な形で起きており、実は、そのことは独禁法や公取とかかわってくることであり、思い当たることもある。現場の方は、そういう認識が薄い。また、自分が不公正な取引方法を受けている立場であっても、なかなか、それを言い出しにくいというところがある。

事務局) 一般の金融機関が農業金融に参入しようとしたときに、余りにも情報が異なる。農協の組合員は、経済事業から保険から下手をすると全ての取引先が農協ということもある。バランスシートを作ると、全て農協が取引先という農家もある。そういうところに一般の金融機関が参入しようとしても情報が違うので参入できない。あまりにも農業金融の活性化という観点からすると、このように、競争が起きにくい環境がある。

菅久課長) 一般的に言うと、既存業者が情報を持っているから有利で、新規に入ろうとし

ている業者が情報を持っていないので不利ということは、他にもある話である。仮に、新規参入者が絶対に克服できないような差があるというのなら、制度の問題なのかもしれないが、単に、長年取引をしていて、それによって生じた関係の深さによるものであるとすると、それ自体は、公取が問題にするという話ではないと思われる。そして、地域の金融機関である地銀などが全く参入できていないということでもないように、農家の方も地銀の方と取引したいということがあるようなので、一般の金融機関が絶対的に参入できていないかということでもないと思われる。

事務局) ガイドラインは、農協、農家といったように分けて記載するのか、あるいは、一律的にこのような行為は不公正な取引方法に当たるというような記載になるのか。つまり、行為をする側と当該行為をされる側とでは、当該行為の受け止め方が異なるものであるため、両者をきちんと分けて考えないといけないのではないかとということである。

菅久課長) 農協が行う事業ごとに、こういった行為は問題になるというような書き方をすることになると思われる。特に、誰々向け、誰々向けと別に分けるのではない。ガイドラインとしては、行為をする側と行為を受ける側とを両方含んだ形で、全体として書くことになるとと思われる。

昆専門委員) 農水省自身のアナウンス不足ということも大きな要因であろうと思われる。例えば、補助金を使って機械を買うとか、制度融資を使って何かを買うという場合に、農協からしかできないと思い込んでいる部分が多いし、また、受け皿となる金融機関がないということもある。そういうアナウンス、つまり、農協でなくてもできるのだということのアナウンスをもっと行うように公取が農水省に言うということはないのか。

菅久課長) そのような思い込みがあるとすれば、そうではないということを知ってもらうということも必要となろう。

大泉専門委員) 思い込みだけではなくて、文書にも農協等と書いてあるだけで、農協以外の機関が記載されていないことが多い。そうすると読んだ者が農協でなければいけないのか、制度融資は農協を使うものなのかと思い込まされてしまっている。そのような書き方の問題もある。

南場主査) ガイドラインの作成に当たっては、是非、農家の方々に分かりやすいよう平易な言葉で、また、ピンと来るよう事例をふんだんに入れてもらったものを作成していただきたい。また、申告といかずとも、誰でも気軽に問い合わせが出来るような窓口を設置していただいて、その存在を周知するような活動も併せてやっていただきたい。

(以上)